

(仮称) 地域資源活用型農業施設整備工事プロポーザルに係る質問・回答

No.	質 問	回 答
1	<p>【仕様書】2.事業目的(2)－①DXやICT等のスマート農業の活用について</p> <p>「普及技術に留まらない」というのは、現在普及が進む栽培システムに加えて、持続的なコア人材の育成に、より適した提案を示す必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>【仕様書】2.事業目的(2)－①DXやICT等のスマート農業の活用について</p> <p>「遠隔地からの栽培指導を実現」の記述について、指導者は貴市にてご準備、又は応募者側で準備が必要でしょうか。また、今回の提案では、指導者側へ提案の設備、要求確認等をその実現性も含めて説明する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>指導者は市で準備いたします。</p> <p>ただし、指導者は現時点で決定しておりませんので、応募者側で設備仕様のニーズを想定してご提案願います。</p>
3	<p>【仕様書】2.事業目的(2)－②環境制御について</p> <p>「同時に複数名での栽培を可能とし」の記述について、設備面において各人が栽培をその目的に合わせて変更可能である仕様という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	<p>【仕様書】2.事業目的(2)－②環境制御について</p> <p>「従来実績の結果がある場合は提示することが望ましい」というのは、過去の事例からそのシミュレーション技術力を評価いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、当シミュレーション結果の分析力についても提案させていただくという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

5	<p>【仕様書】2.事業目的(2)－②環境制御について</p> <p>「省エネルギーで実現する特徴を持つ」というのは、(2)－③のカーボンニュートラルな農業に繋がる省エネハウス構造の特徴を明示する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
6	<p>【仕様書】2.事業目的(2)－②環境制御について</p> <p>「内部の環境変化を極力抑える手段を有し」というのは、従来ハウスに対し、外部変化の事例を挙げてその耐性と優位性を明示する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
7	<p>【仕様書】2.事業目的(2)－③脱炭素・カーボンニュートラルについて</p> <p>「脱炭素・カーボンニュートラル」というのは「みどりの食料システム戦略」に基づいた将来的な化石燃料不使用にも対応可能な設備が必要であるという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
8	<p>【仕様書】2.事業目的(2)－③脱炭素・カーボンニュートラルについて</p> <p>「持続可能なエネルギー調達や地産地消型エネルギーシステムの構築を目指し」というのは、1社単独では達成困難と考えています。その実現に向けたパートナーシップを念頭に置き、施設仕様面での織り込み内容を提案する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
9	<p>【仕様書】2.事業目的(2)－④新規就農希望者の研修及び農業の担い手の増加に関する取組について</p> <p>「営農収支が成り立つ実践研修モデルの提案」とは、研修生の成長も反映し、建設後も機器アフターサービスに加え、継続的に営農収支を分析し支援できる仕様提案が必要であるという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

10	<p>【募集要項】2.本事業の概要(6)遵守すべき法令等について</p> <p>「関係法令に基づく許認可が必要な場合」とございますが、ご提案させていただく農業用施設とは関係なく、業務施行場所（土地）の性質によって必要となる許認可等がございますか。</p> <p><具体的な対象法規></p> <p>農地法（対象外）、都市計画法（対象外）、建築基準法（対象外）、消防法（対象）、水道法（対象）、下水道法（対象）、景観法（対象外）、宅地造成等規制法（対象外）、土壤汚染対策法（対象外）</p> <p>上記以外のこの地区特有の条例など。</p>	<p>現時点で想定される許認可等はありませんが、必要となる許認可等が生じた場合には、負担等について受注者と協議を行う考えであります。</p>
11	<p>【募集要項】10.その他に関して</p> <p>ご契約時のお取引条件に関するご記載がございましたが、技術提案をさせて頂く際の見積書に希望条件を記載させていただく予定です。その内容については優先交渉権者の選択において影響が生じるでしょうか。</p>	<p>優先交渉権者の選択に影響はありませんが、希望条件については規則に準じた中で要相談となります。</p>
12	<p>【募集要項】10.その他に関して</p> <p>契約書の雛型の準備は発注者、受注者のどちらになりますでしょうか。発注者の場合は、公表後に速やかに契約書のドラフト版を確認させていただくことはできますでしょうか。</p>	<p>雛型については発注者で準備し、優先交渉権者の公表後、速やかに提示いたします。</p>
13	<p>【募集要項】10.その他に関して</p> <p>ご契約時の契約不適合責任期間については、国土交通省が提示する標準契約（公共工事標準請負契約約款第57条）に準拠するという考えでよろしいでしょうか。（構造物；引渡しを受けた日から原則2年以内、設備機器本体；同原則1年以内）</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>